

通所介護事業所等の多機能化推進事業に関するQ & A

問1 補助金の対象となる事業実施期間は、いつからいつまでになるのか。

(答) 対象となる事業実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとなります。

問2 申請は各事業所単位で行うのか。

(答) 交付申請や実績報告等は法人単位で御提出をお願いします。法人で複数の通所介護事業所の交付申請書等を提出する場合は、法人が各事業所分を取りまとめの上、御提出ください。

問3 補助対象となるのは、指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみか。

(答) 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所のみが対象となります。

問4 本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。

(答) 介護職員の賃上げに充てることはできません。

問5 訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域とは、具体的にどういった地域のことをいうか。

(答) ①訪問介護事業所が一つもない自治体

②中山間地域等・離島等地域

③訪問に係る移動時間や移動距離が著しく長い地域

④どの事業所のサービス提供実施地域にも入っていない地域

⑤その他上記に準ずる地域

※③～⑤については、個別に判断させていただきます。

問6 訪問介護事業所が一つもないA町の住民に、近隣B町の通所介護事業所が訪問介護サービスの提供を開始する場合は、この事業の対象となるか。

(答) 対象となります。

問 7 通所介護事業等が、本事業を活用して訪問機能を追加し、訪問介護事業所を併設する場合、新たに職員を雇用するのではなく、通所介護事業所の職員を充てることはできるか。

(答) 新設する訪問介護事業所の職員を確保する手段としては、新たに雇用することでも、通所介護事業所の職員を充てることも可能です。ただし、通所介護事業所の職員が訪問介護事業所にも従事する場合、専従規定等の現行の規定に反しないよう留意したうえで配置する必要があります。

例) 非常勤職員が午前中は通所介護事業所の職員として従事、午後は訪問介護事業所の職員として従事することは可能(この場合、午前の勤務時間を訪問介護の、午後の勤務時間を通所介護の常勤換算の勤務時間にそれぞれ含めることはできない点に注意)だが、訪問介護事業所に従事している職員が勤務時間中に生じた待機時間中等に通所介護事業所の職員として従事することは、通所介護事業所の人員基準に定める専従規定に反するため認められません。

問 8 事業内容として「訪問機能の導入に向けた伴走支援」「訪問機能の導入」「訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化」があるが、補助を受ける事業所は全ての事業内容について補助を受ける必要があるか。

(答) 一部の事業内容についてのみ補助を受けることが可能です。

問 9 訪問機能の導入に係る経費として、新しく雇用した訪問介護員等への人件費は補助対象となるか。

(答) 訪問介護員等の人件費は訪問介護サービスの報酬に含まれるため、補助対象になりません。

問 10 対象経費に電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用とあるが、自動車や原動機付き自転車の購入は補助対象となるのか。

(答) 通所介護事業所に配置している自動車を訪問介護でも使用することを想定しているため、自動車は対象となりませんが、原動機付き自転車は対象となります。

問 11 「訪問機能の導入に係る経費」について、事業所のホームページの改修費用とあるが、パソコンの購入や、修理費用等のランニングコストは補助対象となるのか。

(答) 通所介護事業所等のホームページに訪問介護事業所の内容を追加する場合や、訪問介護事業所の広報のための改修に係る費用を支援するものであり、パソコンそのものの購入費用やランニングコストは対象となりません。

問 12 「訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化に係る経費」について、開始日と終了日はどのタイミングになるか。また、収入の安定が見込まれるまでの期間について、「訪問回数が 300 回/月に達するまで」とあるが、訪問回数の判定期間はどのように取るのか。

(答) 訪問介護事業所としての指定を受けた日を起算日とし、訪問回数の判定期間については、起算日から 1 ヶ月後に該当する日の前日までとします。判定期間の訪問回数が 300 回に満たない場合は、その翌日から同様に判定を繰り返し、起算日の 6 ヶ月後に該当する日の前日を支援の終了日とします。

なお、月末に指定を受けた場合で、判定期間中に 1 ヶ月後に該当する日が存在しない場合には、翌月末までを判定期間とし、次の判定日は月の 1 日から開始とします。

(指定の起算日・判定期間・終了日の例)

指定を受けた日 (起算日)	最初の判定期間	2 回目の判定期間	支援の終了日
1 月 1 日	1 月 1 日～1 月 31 日	2 月 1 日～2 月 28 日	6 月 30 日
1 月 15 日	1 月 15 日～2 月 14 日	2 月 15 日～3 月 14 日	7 月 14 日
1 月 31 日	1 月 31 日～2 月 28 日	3 月 1 日～3 月 31 日	7 月 30 日

問 13 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化に係る経費について、「訪問機能の導入から収入の安定が見込まれる期間とは、訪問回数が月 300 回に達するまでの期間とし、導入後 6 か月間を上限とする」とあるが、300 回に達した判定期間は対象に含まれるのか。また、300 回に達した判定期間の後に、300 回以下となった判定期間がある場合には対象になるか。(例：導入後の判定期間が、1 回目 250 回、2 回目 300 回、3 回目 290 回の場合)

(答) 300 回に達した判定期間の訪問は含まれません。また、300 回に達した次の判定期間に訪問回数が下がった場合も対象には含みません。

例の場合、1 回目は対象となりますが、2 回目と 3 回目の判定期間の訪問は対象外となります。

なお、補助事業は年度単位で実施されるものになるため、年度をまたいで実施さ

れた分は対象となりません。

問 14 補助を活用し、訪問機能の導入に至らなかった場合や、導入後も軌道に乗せることができず廃止した場合については、補助金を返還する必要があるのか。
--

(答) 補助金を活用したが、訪問機能の導入に着手したものの導入に至らなかった場合や、導入後も軌道に乗せることができず廃止した場合であっても、事業の実施費用として消費した補助金を返還する必要はありません。